

2021年09月

中華人民共和国個人情報保護法及びその仮訳のご紹介

2021年8月20日の第十三回全国人民代表大会常務委員会第三十回会議において、「中華人民共和国個人情報保護法」(以下「本法」といいます。)が可決されました。本法は総則、個人情報取扱規則、個人情報越境域外提供の規則、個人情報取扱活動における個人の権利、個人情報取扱者の義務、個人情報保護職務の履行部門、法的責任及び附則といった内容で、合わせて全8章74条から構成され、2021年11月1日より施行されます。

本法は約十年余りを要した起草・検討及び三回の意見募集を経て、中華人民共和国(以下「中国」といいます。)における初の個人情報に関する個別法として公布以来中国国内及び世界中でも大きな注目を浴びています。本ニューズレターでは、本法について、仮訳を掲載するとともに、各章のポイントをご紹介します。

1 本法の概要及びポイント

第一章の総則では、本法が適用される範囲について、中国国内における個人情報取扱活動に限らず、中国国外においても、中国国内の自然人の個人情報を取り扱う場合や、中国国内向けに商品及びサービスを提供する場合にも本法が適用される旨が定められており、いわゆる域外適用が規定されています。中国国外の法人等が本法の域外適用を受ける場合、中国国内において専門機関又は代表者を設ける義務が課されています(本法53条)。

適用範囲	内容
中国国内	本法3条1項 中国国内において自然人の個人情報を取扱う活動には、本法を適用する。
中国国外	本法3条2項

中国国外において、中国国内の自然人の個人情報を取扱う活動は、次に掲げる一つに該当する場合、本法を適用する。 (1) 国内自然人向けに製品又はサービス提供を目的とする場合 (2) 国内自然人の行為を分析、評価する場合 (3) 法律、行政法規の規定するその他の事情

第二章の個人情報取扱規則では、個人情報の取扱いについて、法律上、個人からの同意取得が不要である六つの例外的な場合を規定しており、それ以外の場合については、本法の規定又は法律、行政法規の規定に基づき、本人から個別に同意を取得する又は書面による同意を取得する必要があることが規定されています(本法14条)。

類型	内容
本人からの同意取得が不要な場合	本法13条1項 (1) 個人を当事者とする契約の締結又は履行のために必要であり、又は法に基づき従い制定された労働規定制度及び法に基づき従い締結された団体契約に基づき、人事管理のために必要である場合 (2) 法の定める職責又は義務の履行のために必須である場合 (3) 突発的な公共衛生事件への対応、又は緊急事態において、自然人の生命健康の保護及び財産安全のために必須である場合 (4) 公共の利益のための新聞報道、世論監督等の行為のため、合理的な範囲内において個人情報を取扱う場合 (5) 本法に基づき合理的な範囲内で個人が自ら公開し、又はその他の適法に公開された個人情報を取扱う場合

【監修者】 [パートナー弁護士 酒井 大輔](#)

【執筆者】 [弁護士 日野 真太郎](#)
[弁護士 池野 幸祐](#)

【執筆者】 [中国律師 常 偉](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

【大阪】北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

【東京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>

	(6) 法律、行政法規の規定するその他の場合
本人から個別の同意の取得	本法 13 条 2 項 上記以外の場合に必要
本人から書面による同意の本人からの同意の取得が必要	本法 14 条 法律、行政法規に定める場合に必要 本法 29 条 センシティブ個人情報を取扱う場合、個人の単独の同意を取得しなければならない。法律、行政法規においてセンシティブ個人情報を取り扱う場合において、書面の同意を取得しなければならない旨が規定されている場合は、その規定に従う。

第三章の個人情報域外提供に関する規定は、日本を含む外国の企業にとって注目すべき内容です。今後中国から個人情報を域外提供する場合には、当局による安全評価、第三者機関による個人情報保護認証又は当局の定める契約雛型を用いて受領先と契約を締結されることが求められます。

主体 (本法 40 条)	域外提供の条件 (本法 38 条)
・重要情報インフラ運営者 ・処理する個人情報が国家インターネット情報部門の規定量に達する個人情報取扱者	当局による安全評価
・上記以外の個人情報取扱者	(1) 第三者機関による個人情報保護認証 (2) 当局の定める契約雛型の締結

第四章の個人情報取扱活動における個人の権利に関する規定は、個人情報の主体には、知る権利、決定する権利、拒否権、閲覧権、複製権、訂正権、補充権、削除権、説明を求める権利等があることを定めています。

第五章の個人情報取扱者の義務に関する規定は、個人情報取扱者が構築すべき体制、当局から受けるべき評価、定期的リスク評価すべきこと、緊急事態発生時の対応案、受託者に対する管理監督の責任を定めています。

第六章の個人情報保護職務の履行部門に関する規定は、政府部門として遂行すべき責任を定めており、個

人情報保護については、ネットワーク情報部門が統括することを定めています。

第七章の法的責任に関する規定は、本法に違反した場合、行政責任として、当局から是正、警告、違法所得が没収されるほか、企業に対して、100 万元以下の過料を併科され、また、企業の直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては、1 万元以上 10 万元以下の過料が処されることを定めています。さらに、情状が重大な場合、5 千万元以下又は前年度の売上高の 5% 以下の過料が科されるなど、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては、10 万元以上 100 万元以下の過料が科され、かつ一定期間において関連企業の董事、監事、高級管理人員及び個人情報保護責任者への就任を禁止する決定が下されることもできることも定めています。

主体	負うる行政責任 (本法 66 条)
個人情報取扱者	違反した場合： ① 是正を命じる ② 警告を与える ③ 違法所得を没収する ④ アプリケーションソフトについてサービス提供の一時停止又は終了を命じる ⑤ (是正を拒否した場合) 100 万元以下の過料に処する 違反の情状が重大な場合： ① 是正を命じる ② 違法所得を没収し、併せて 5 千万元以下又は前年度の売上高の 5% 以下の過料に処する ③ 関連業務の一時停止又は休業整理を命じ、関連主管部門に業務許認可又は営業許可を取り消す
直接責任者	違反して改善しない場合： ・ 1 万元以上 10 万元以下の過料に処する 違反の情状が重大な場合： ・ 10 万元以上 100 万元以下の過料を処し、かつ一定期間において関連企業の董事、監事、高級管理者及び個人情報保護責任者への就任を禁止する

また、第七章は、行政責任の他、損害が発生した場合、民事責任の負担さらに刑法に触れた場合には刑罰を受ける旨を定めています。

2 中華人民共和国個人情報保護法仮訳

中華人民共和国個人情報保護法仮訳
(2021年8月20日第十三回全国人民代表大会常務委員
会第三十回會議可決)

目次

第一章	総則
第二章	個人情報取扱規則
第一節	一般規定
第二節	センシティブ個人情報の取扱規則
第三節	国家機関による個人情報の取扱いに関する特別規定
第三章	個人情報域外提供の規則
第四章	個人情報取扱活動における個人の権利
第五章	個人情報取扱者の義務
第六章	個人情報保護職責の履行部門
第七章	法的責任
第八章	附則

第一章 総則

第一条 個人情報権益を保護するため、個人情報取扱活動を規範し、個人情報の合理的な利用を促進するため、憲法に基づき本法を制定する。

第二条 自然人の個人情報は、法律の保護を受け、いかなる組織、個人も自然人の個人情報権益を侵害してはならない。

第三条 中華人民共和国国内において自然人の個人情報を取扱う活動には、本法を適用する。

中華人民共和国国外において、中華人民共和国国内の自然人の個人情報を取扱う活動は、次に掲げる一つに該当する場合、本法を適用する。

- (一) 国内自然人向けに製品又はサービス提供を目的とする場合
- (二) 国内自然人の行為を分析、評価する場合
- (三) 法律、行政法規の規定するその他の事情

第四条 個人情報は、電磁的方法又はその他の方式で記録し、識別済み又は識別可能な自然人に関連する各種情報であり、匿名化処理後の情報は含まれない。

個人情報の取扱いには、個人情報の収集、保存、使用、加工、移転、提供、公開、削除等を含む。

第五条 個人情報の取扱いは、適法、正当、必要及び信義誠実の原則を遵守しなければならない。誤導、詐欺、脅迫等の方法によって個人情報を取扱ってはならない。

第六条 個人情報の取扱いは明確、合理的な目的を有し、かつ取扱い目的と直接関連し、個人権益に最小限の影響を及ぼす方法を講じなければならない。

個人情報の収集は、取扱い目的を実現する最小範囲に限定しなければならない。過度に個人情報を収集してはならない。

第七条 個人情報の取扱いは、公開性、透明性の原則に則り、個人情報の取扱規則を公開し、取扱いの目的、方法及び範囲を明示しなければならない。

第八条 個人情報の取扱いは、個人情報の品質を保ち、個人情報の不正確性、不完全性により個人権益に不利な影響を与えることを防止しなければならない。

第九条 個人情報取扱者は、その個人情報の取扱活動に責任を負い、かつ取扱う個人情報の安全性を保障する必要な措置を講じなければならない。

第十条 いかなる組織、個人も他人の個人情報を違法に収集、使用、加工、移転してはならず、また、違法に売買、提供又は公開してはならない。国家安全、公共利益に危害を与える個人情報の取扱活動を行ってはならない。

第十一条 国は、健全な個人情報保護制度を構築し、個人情報権益を侵害する行為を予防し及び取り締り、個人情報保護の宣伝教育を強化し、政府、企業、関連社会組織、公衆がいずれも個人情報保護に参加する良好な環境の形成を推進する。

第十二条 国は、積極的に個人情報保護の国際規則の作成に参画し、個人情報保護における国際交流及び提携を促進し、その他の国、地域、国際組織との間において個人情報保護規則、標準等の相互認証を推進する。

第二章 個人情報取扱規則

第一節 一般規定

第十三条 個人情報取扱者は、次に掲げる事由に該当する場合、個人情報を取扱うことができる。

(一) 個人の同意を取得する場合

(二) 個人を当事者とする契約の締結又は履行のために必要であり、又は法に基づき制定された労働規定制度及

び法に基づき締結された団体契約に基づき、人事管理のために必要である場合

(三) 法の定める職責又は義務の履行のために必須である場合

(四) 突発的な公共衛生事件への対応、又は緊急事態において、自然人の生命健康の保護及び財産安全のために必須である場合

(五) 公共の利益のための新聞報道、世論監督等の行為のため、合理的な範囲内において個人情報を取扱う場合

(六) 本法に基づき合理的な範囲内で個人が自ら公開し、又はその他の適法に公開された個人情報を取扱う場合

(七) 法律、行政法規が規定するその他の場合

本法その他の関連規定に基づき個人情報を取扱う場合、個人から同意を取得しなければならない。ただし、前項第二号乃至第七号に規定する事由に該当する場合、個人の同意を取得する必要はない。

第十四条 個人の同意に基づき個人情報を取扱う場合、当該同意は個人が十分に事情を知ったことを前提として、自由意思により明確に行わなければならない。法律、行政法規の規定により、個人情報の取扱いについて個人による個別の同意又は書面による同意が必要な場合、その規定に従う。

個人情報の取扱い目的、取扱い方法、及び取扱う個人情報の種類に変更が生じた場合、改めて個人の同意を取得しなければならない。

第十五条 個人の同意に基づき個人情報を扱う場合、個人はその同意を撤回する権利を有する。個人情報取扱者は、利便的な同意撤回方法を提供しなければならない。個人の同意の撤回は、同意を撤回する前に個人の同意に基づき、既に行った個人情報の取扱い活動の効力に影響しない。

第十六条 個人情報取扱者は、個人が個人情報取扱いに同意しなかったこと又は同意を撤回したことを理由に、製品又はサービスの提供を拒否してはならない。

第十七条 個人情報取扱者は、個人情報を取扱う前に、顕著な方法により、明確かつ理解が容易な言語で真実、正確、完全に個人に対して次に掲げる事項を告知しなければならない。

(一) 個人情報取扱者の名称又は氏名及び連絡方法

(二) 個人情報の取扱い目的、取扱い方法、取扱う個人情報の種類、保存期間

(三) 個人が本法に規定する権利を行使するための方法及び手順

(四) 法律、行政法規に規定する告知すべきその他事項

前項に規定する事項に変更が生じた場合、変更部分を個人に告知しなければならない。

個人情報取扱者は、個人情報取扱規則を制定する方法で第一項に規定する事項を告知する場合、その取扱規則を公開し、かつ閲覧及び保存しやすいものとしなければならない。

第十八条 個人情報取扱者は、個人情報の取扱いにおいて、法律、行政法規の規定に基づき秘密を保持しなければならない。又は告知が必要でない場合、個人に対して前条第一項に規定する事項を告知しなくてよい。

緊急事態において、自然人の生命健康及び財産安全を保護するため、速やかに個人に対して告知できない場合、個人情報取扱者は緊急状況が解消された後、速やかに告知しなければならない。

第十九条 法律、行政法規に別段の定めがある場合を除き、個人情報の保存期間は、取扱い目的を実現するため必要最小限の期間としなければならない。

第二十条 二以上の個人情報取扱者が共同で個人情報の取扱い目的及び取扱い方法を決定する場合、各自の権利及び義務を約定しなければならない。ただし、当該約定は、個人がいかなる一方の個人情報取扱者に対して本法に規定する権利の行使の要求にも影響しない。

個人情報取扱者が共同で個人情報を取扱うことで、個人情報権益を侵害し損害を与えた場合、法に基づき連帯責任を負わなければならない。

第二十一条 個人情報取扱者は、個人情報の取扱いを委託する場合、受託者と委託取扱いの目的、期限、取扱い方法、個人情報の種類、保護措置並びに双方の権利及び義務等について約定し、かつ受託者の個人情報取扱い活動に対して監督を行わなければならない。

受託者は約定に基づき、個人情報を取扱わなければならない。約定した取扱い目的、取扱い方法等、個人情報の取扱いを超えてはならない。委託契約の効力の不発生、無効、撤回又は終了した場合、受託者は個人情報を個人情報取扱者に返還し、又は削除しなければならない。これを留保してはならない。

個人情報取扱者の同意を取得せずに、受託者は他人に再委託して個人情報を取扱ってはならない。

第二十二条 個人情報取扱者の合併、分割、解散、破産宣告等の原因により、個人情報を移転する必要がある場合、個人に対して受領者の名称又は氏名及び連絡方法を告知しなければならない。受領者は引続き個人情報取扱者の義務を履行しなければならない。受領者が元の取扱

目的、取扱方法を変更する場合、本法の規定に従い、改めて個人の同意を取得しなければならない。

第二十三条 個人情報取扱者は、他の個人情報取扱者に対して、その取扱う個人情報を提供する場合、個人に対して受領者の名称又は氏名、連絡方法、取扱目的、取扱方法及び個人情報の種類を告知しなければならず、かつ、個人の個別同意を取得しなければならない。受領者は上記の取扱い目的、取扱い方法及び個人情報の種類等の範囲内において個人情報を取扱わなければならない。受領者が元の取扱い目的、取扱い方法を変更する場合、本法に規定に従い改めて個人の同意を取得しなければならない。

第二十四条 個人情報取扱者は、個人情報を利用して自動意思決定を行う場合、意思決定の透明度及び結果の公平性、公正性を保証し、個人の取引価格等取引上の不合理な差別待遇を行ってはならない。

自動意思決定の方法で、個人に対して情報発信、営業を行う場合、同時に当該個人の特徴に特化した選択を提供してはならず、又は個人に対して利便的な拒絶方法を提供しなければならない。

自動意思決定を通して、個人権益に重大な影響を及ぼす決定を行う場合、当該個人は個人情報取扱者に対して説明を求める権利を有し、かつ、個人情報取扱者が自動意思決定の方法のみで決定するのを拒否する権利を有する。

第二十五条 個人情報取扱者は、個人の個別の同意を取得した場合を除き、その取扱う個人情報を公開してはならない。

第二十六条 公共の場において画像収集、個人の身分を識別する設備を設置するにあたり、公共の安全を維持するために必須であり、また、国の関連規定を遵守するために、目立つ位置に注意喚起の標識を設置しなければならない。収集した個人の画像、身分識別情報は公共の安全を維持する目的のみに使用し、その他の目的で使用してはならない。ただし、個人の個別同意を取得した場合を除く。

第二十七条 個人情報取扱者は、合理的な範囲内において個人が自ら公開した又はその他の既に適法に公開された個人情報を取扱うことができる。ただし、個人が明確に拒否した場合を除く。個人情報取扱者は、既に公開された個人情報を取扱い、個人権益に重大な影響を及ぼす場合、本法の規定に従い、個人の同意を取得しなければならない。

第二節 センシティブ個人情報の取扱規則

第二十八条 センシティブ個人情報とは、いったん漏えいし又は違法に使用された場合、自然人の人格の尊厳が容易に侵害され、又は人身、財産の安全に危害を及ぼしやすい個人情報であり、生体識別、宗教信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、行動歴等の情報、及び14歳未満の未成年の個人情報を含む。

特定の目的のみと十分な必要性を有し、かつ厳格な保護措置を講じる場合に限り、個人情報取扱者はセンシティブ個人情報を取扱うことができる。

第二十九条 センシティブ個人情報を取扱う場合、個人の個別の同意を取得しなければならない。法律、行政法規においてセンシティブ個人情報を取扱う場合において、書面の同意を取得しなければならない旨が規定されている場合は、その規定に従う。

第三十条 個人情報取扱者がセンシティブ個人情報を取扱うにあたり、本法第十七条第一項に規定する事項のほか、センシティブ個人情報を取扱うことの必要性及び個人の権益に及ぼす影響を当該個人に告知しなければならない。ただし本法の規定により、個人に対して告知しなくてよい場合を除く。

第三十一条 個人情報取扱者が14歳未満の未成年者の個人情報を取扱う場合、当該未成年者の父母又はその他の監護者の同意を取得しなければならない。

個人情報取扱者は、14歳未満の未成年者の個人情報を取扱う場合、専門の個人情報取扱規則を作成しなければならない。

第三十二条 法律、行政法規において、センシティブ個人情報の取扱いについて関連行政許可の取得及びその他の制限が規定されている場合は、その規定に従う。

第三節 国家機関による個人情報の取扱いに関する特別規定

第三十三条 国家機関が個人情報を取扱う活動には、本法を適用する。本節に特別規定がある場合は、その規定を適用する。

第三十四条 国家機関が法の定める職責を履行するために個人情報を取扱う場合、法律、行政法規に規定する権

限、手続きに基づき実施しなければならず、法の定める職責の履行に必要な範囲及び限度を超えてはならない。

第三十五条 国家機関が法の定める職責を履行するために個人情報を取扱う場合、本法に規定する告知義務を履行しなければならない。ただし、本法第十八条第一項に規定する事由がある場合、又は告知することで国家機関による法の定める職責の履行が妨害される場合はこの限りではない。

第三十六条 国家機関が処理する個人情報は、中華人民共和国国内で保存しなければならない。国外に提供する確実な必要性がある場合、安全評価を行わなければならない。安全評価については、関連部門に対して支援及び協力を求めることができる。

第三十七条 法律、法規が授権した公共事務管理機能を有する組織が、法の定める職責を履行するために個人情報を取り扱う場合、本法の国家機関による個人情報の取扱いに関する規定を適用する。

第三章 個人情報の域外提供の規則

第三十八条 個人情報取扱者は、業務等の必要により、中華人民共和国国外に個人情報を提供する確実な必要性がある場合、次に掲げる条件のいずれかを具備しなければならない。

(一) 本法第四十条の規定に基づき、国家インターネット情報部門による安全評価に合格すること

(二) 国家インターネット情報部門の規定に従い、専門機関による個人情報保護認証を行うこと

(三) 国家インターネット情報部門が作成する標準契約に基づき、国外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定すること

(四) 法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が規定するその他の条件

中華人民共和国が締結又は参加する国際条約、協定において中華人民共和国国外への個人情報提供について条件等が規定されている場合は、その規定に従うことができる。

個人情報取扱者は、国外の受領者の個人情報の取扱い活動が本法に規定する個人情報保護の基準を満たすことを保障するために必要な措置を講じなければならない。

第三十九条 個人情報取扱者が中華人民共和国国外に個人情報を提供する場合、個人に国外の受領者の名称又は氏名、連絡方法、取扱い目的、取扱い方法、個人情報の種類

及び個人が国外の受領者に対して本法に規定する権利を行使する方法及び手順などの事項を告知し、かつ個人の個別同意を取得しなければならない。

第四十条 重要情報インフラ運営者と処理する個人情報が国家インターネット情報部門の規定量に達する個人情報取扱者は、中華人民共和国国内で収集し、また生成した個人情報を国内に保管存しなければならない。確かに国外に提供する必要性がある場合は、国家インターネット情報部門による安全評価に合格しなければならない。法律、行政法規及び国家インターネット情報部門が安全評価を行わなくともよい旨を規定する場合は、その規定に従う。

第四十一条 中華人民共和国の主管機関は、外国の司法機関又は法執行機関から中華人民共和国国内に保管されている個人情報の提供を求められた場合、関連法律及び中華人民共和国の締結又は参加する国際条約、協定に基づき、又は平等・互恵の原則に基づき、これを取扱うものとする。個人情報取扱者は、中華人民共和国国内に保管されている個人情報を、中華人民共和国の主管機関の承認なしに、外国の司法機関又は法執行機関に提供してはならない。

第四十二条 国外の組織、個人が中華人民共和国公民の個人情報権益を侵害し、又は中華人民共和国の国家安全、公共利益に危害を及ぼす個人情報取扱活動を行う場合、国家インターネット情報部門はその者を個人情報提供の制限又は禁止リストに掲載し、公告し、かつその者に対して個人情報の提供等を制限、禁止する措置を講ずることができる。

第四十三条 いずれの国又は地域が個人情報保護に関して中華人民共和国に対する差別的な禁止、制限又はその他の類似する措置を講じた場合、中華人民共和国は、実際の状況に応じて、当該国又は地域に対して対等の措置を講ずることができる。

第四章 個人情報取扱活動における個人の権利

第四十四条 個人は、その個人情報の取扱いについて知る権利、決定する権利を享有し、他人による自身の個人情報の取扱いを制限し、又は拒否する権利を有する。ただし法律、行政法規に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第四十五条 個人は、個人情報取扱者から自己の個人情報を閲覧し、複製写す権利を有する。ただし本法第十八条第一項、第三十五条が規定する場合はこの限りでない。

個人が自己の個人情報の閲覧、複製を請求する場合、個人情報取扱者は速やかに提供しなければならない。

個人が自らの個人情報をその指定する個人情報取扱者に移管するよう請求した場合、国家インターネット情報部門が規定する条件に適合する場合、個人情報取扱者は移管のためのルートを提供しなければならない。

第四十六条 個人は、自らの個人情報が不正確又は不完全であることを発見した場合、個人情報取扱者に訂正、補充を請求する権利を有する。

個人が自らの個人情報の訂正、補充を請求した場合、個人情報取扱者はその個人情報を確認し、速やかに訂正、補充しなければならない。

第四十七条 個人情報取扱者は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、自ら個人情報を削除しなければならない。個人情報取扱者が削除しない場合、個人は削除を請求する権利を有する。

- (一) 取扱目的が既に達成され、若しくは達成できない場合、又は取扱目的を達成する必要がなくなった場合
 - (二) 個人情報取扱者が製品又はサービスの提供を停止し、又は保存期間が満了した場合
 - (三) 個人が同意を撤回した場合
 - (四) 個人情報取扱者が法律、行政法規に違反し、又は約定に違反して個人情報を取扱った場合
 - (五) 法律、行政法規の規定するその他の事情
- 法律、行政法規に規定する保存期間が満了していない場合、又は個人情報の削除が技術的に実現困難である場合、個人情報取扱者は、保存及び必要な安全保護措置の実施以外の取扱いを停止しなければならない。

第四十八条 個人は、個人情報取扱者に個人情報取扱規則について説明を求める権利を有する。

第四十九条 自然人が死亡した場合、その親族は自身の適法、正当な利益のために、死者に関連する個人情報に対して本章に定める閲覧、複製、訂正、削除等の権利を行使することができる。ただし、死者が生前に別段の手配をした場合はこの限りではない。

第五十条 個人情報取扱者は、個人が権利を行使するために、利便的な申請受理及び取扱体制を構築しなければならない。個人の権利の行使を拒否する場合は、理由を説明しなければならない。

個人情報取扱者は、個人の権利行使の請求を拒絶した場合、当該個人は法に基づき人民法院に訴訟を提起することができる。

第五章 個人情報取扱者の義務

第五十一条 個人情報取扱者は、個人情報の取扱目的、取扱方法、個人情報の種類及び個人の権益に対する影響、存在しうる安全リスク等に基づき、次の措置を講じて、個人情報取扱活動が法律、行政法規の規定に適合すること確保し、かつ、授権のない者による個人情報へのアクセス（翻訳者注：不正アクセス）及び個人情報の漏えい、改ざん、遺失を防止しなければならない。

- (一) 内部管理制度及び運用規程を作成すること
- (二) 個人情報に対して分類管理を実施すること
- (三) 暗号化や非識別化等の適切な安全技術措置を講ずること
- (四) 個人情報の取扱いに関する操作権限を合理的に確定し、かつ定期的に従業員に対し安全教育及び研修を実施すること
- (五) 個人情報安全事件の緊急対応プランを作成し、実施すること
- (六) 法律、行政法規に定めるその他の措置

第五十二条 個人情報の取扱いが国家インターネット情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報取扱活動及び保護措置の実施等に対して監督責任を負わなければならない。個人情報取扱者は、個人情報保護責任者の連絡方法を公開しなければならない。かつ個人情報保護責任者の氏名、連絡方法等を個人情報保護の職責を履行する部門に届出なければならない。

第五十三条 本法第三条第二項に規定する中華人民共和国外の個人情報取扱者は、中華人民共和国内に専門機構又は指定代表者を設置し、個人情報保護の関連事務の処理に責任を負わせるとともに、関係機構の名称又は代表者の氏名、連絡先情報等を個人情報保護の職責を履行する部門に提出しなければならない。

第五十四条 個人情報取扱者は、個人情報の取扱いに関する法律、行政法規への遵守状況について、定期的にコンプライアンス監査を行わなければならない。

第五十五条 個人情報取扱者は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、事前に個人情報保護の影響評価を行い、かつその取扱状況を記録しなければならない。

- (一) センシティブ情報を取扱う場合
- (二) 個人情報を利用して自動意思決定を行う場合
- (三) 個人情報の取扱いを委託し、他の個人情報取扱者に個人情報を提供し、個人情報を公開する場合
- (四) 国外へ個人情報を提供する場合
- (五) その他個人の権益に重大な影響を及ぼす個人情報取扱活動

第五十六条 個人情報保護影響評価には次の内容が含まなければならない。

- (一) 個人情報の取扱い目的、取扱い方法等が適法、正当、必要であるか否か。
- (二) 個人の権益に対する影響及び安全リスク
- (三) 実施された保護措置が適法、有効であるかどうか、リスクの程度に相応するかどうか。

個人情報保護影響評価報告及び取扱い状況記録は、少なくとも3年間保存しなければならない。

第五十七条 個人情報取扱者は、個人情報の漏えい、改ざん、紛失が発生し、又は発生する可能性がある場合、直に救済措置を講ずるとともに、個人情報保護の職責を履行する部門及び個人に通知しなければならない。通知には次に掲げる事項を含めなければならない。

- (一) 個人情報の漏えい、改ざん、紛失が発生し、又は発生する可能性がある情報の種類、原因及び生じ得る危害
 - (二) 個人情報取扱者が実施する救済措置及び個人が取り得る危害軽減措置
 - (三) 個人情報取扱者の連絡方法
- 個人情報取扱者が措置を講じて情報の漏えい、改ざん、紛失をもたらす危害を効果的に防止することができた場合、個人情報取扱者は個人に対して通知しないことができる。個人情報保護の職責を履行する部門は、危害をもたらす可能性があると判断した場合、個人情報取扱者に個人に対して通知するよう要求する権利を有する。

第五十八条 重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、利用者数が膨大であり業務類型が複雑な個人情報取扱者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (一) 国の規定に基づき個人情報保護のコンプライアンス制度体系を構築し、外部構成員からなる独立機構を設置し、個人情報保護の状況を監督する。
- (二) 公開性、公平性、公正性の原則を遵守し、プラットフォーム規則を制定し、プラットフォーム内の製品又はサービスの提供者が個人情報を取扱う場合の規範や個人情報保護の義務を明確に定める。

(三) 法律、行政法規に重大に違反して個人情報を取り扱ったプラットフォーム内の商品又はサービス提供者に対して、サービスの提供を停止する。

(四) 定期的に個人情報保護の社会責任報告を公表し、社会の監督を受ける。

第五十九条 個人情報の取扱いの委託を受けた受託者は、本法及び関連法律、行政法規の規定に基づき、必要な措置を講じて個人情報取扱の安全を保障し、個人情報取扱者が本法に定める義務の履行に協力しなければならない。

第六章 個人情報保護の職責を履行する部門

第六十条 国家インターネット情報部門は、個人情報保護業務及び関連する監督管理業務の統括及び調整に対して責任を負う。国務院の関係部門は、本法及び関連する法律、行政法規の規定に基づき、各自の職責の範囲内において、個人情報の保護及び監督管理業務に対して責任を負う。

県級以上の地方人民政府の関係部門の個人情報保護及び監督管理の職責については、国の関連規定により確定する。

前二項に規定する部門を総称し、個人情報保護の職責を履行する部門という。

第六十一条 個人情報保護の職責を履行する部門は次に掲げる個人情報保護の責務を履行する。

- (一) 個人情報保護の広報教育を行い、個人情報取扱者の個人情報保護業務を指導、監督する。
- (二) 個人情報保護に関する苦情、通報を受け付け、処理する。
- (三) アプリケーションソフト等の個人情報保護状況に対して検査評価を組織して実施し、検査評価の結果を公表する。
- (四) 違法な個人情報取扱活動に対して調査を行い、処理する。
- (五) 法律、行政法規に定めるその他の職責。

第六十二条 国家インターネット情報部門は、関連部門との統括及び調整を行い、本法に基づき次に掲げる個人情報保護業務を執行する。

- (一) 個人情報保護に関連する具体的規則、標準を制定する
- (二) 小規模な個人情報取扱者、センシティブ個人情報の取り扱い及び顔認証、AI等の新技術、新アプリケーションについて、専門の個人情報保護規則、標準を制定する。

(三) アプリケーションのセキュリティ、利便的な電子身分認証技術の研究開発及び普及を支持し、オンライン身分認証公共サービスの構築を推進する。

(四) 個人情報保護の社会化サービスシステムの構築を推進し、関連機関による個人情報保護評価、認証サービスの構築を支持する。

(五) 個人情報保護の苦情、通報に関する業務体制を完備する。

第六十三条 個人情報保護の職責を履行する部門が個人情報保護の職責を履行する場合、次に掲げる措置を講ずることができる。

(一) 関連当事者に問い合わせ、個人情報取扱活動に関連する状況を調査する。

(二) 当事者及び個人情報取扱活動に関連する契約、記録、帳簿及びその他関連資料を閲覧し、複製する。

(三) 現場検査を実施し、違法の嫌疑のある個人情報取扱活動に対して調査を行う。

(四) 個人情報取扱活動に関する設備、物品を検査する。違法な個人情報処理活動を行うために用いたことを証明する証拠である設備、物品は、本部門の主要責任者に書面で報告し許可を得たうえで、差押さえ、押収することができる。

個人情報保護の職責を履行する部門が法に従い職責を履行する場合、当事者は協力し従わなければならない、これを拒否しまたは妨害してはならない。

第六十四条 個人情報保護の職責を履行する部門が職責を履行する過程において、個人情報処理活動に大きなリスクがあり、又は個人情報安全事件が発生したことを発見した場合、規定の権限及び手続に基づき、当該個人情報取扱者の法定代表者又は主要責任者と面談を行い又は個人情報取扱者に対し専門機構に委託して個人情報取扱活動に対して適法性監査を受けるように要求することができる。個人情報取扱者は要求に従い措置を講じ、是正し、隠れた危険を除去しなければならない。

個人情報保護の職責を履行する部門が職責を履行する過程において、犯罪の嫌疑のある違法な個人情報取扱を発見した場合は、速やかに公安機関へ移送し、法に基づき処理しなければならない。

第六十五条 いかなる組織、個人も違法な個人情報取扱活動に対して、個人情報保護の職責を履行する部門に苦情を申し立て、また通報を行う権利を有する。苦情、通報を受けた部門は法に基づき速やかに処理の上、処理結果を苦情の申立人、通報者に告知しなければならない。個人情報保護の職責を履行する部門は、苦情の申立て、通報の連絡先を公開しなければならない。

第七章 法的責任

第六十六条 本法の規定に違反して個人情報を取り扱い、又は個人情報の取扱いにおいて本法に規定する個人情報保護の義務を履行しない場合、個人情報保護の職責を履行する部門は、是正を命じ、警告を与え、違法所得を没収し、個人情報を違法に取り扱うアプリケーションソフトに対して、サービス提供の一時停止又は終了を命じる。是正を拒否した場合、100 万円以下の過料を併科する。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、1 万元以上 10 万円以下の過料を処する。

前項に規定する違法行為があり、その情状が重大な場合、省級以上の個人情報保護の職責を履行する部門は是正を命じ、違法所得を没収し、5 千万元以下又は前年度の売上高の 5%以下の過料を併科し、かつ関連業務の一時停止又は休業整理を命じ、関連主管部門に対して業務上の許認可又は営業許可を取り消すよう通報することができる。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、10 万元以上 100 万円以下の過料を科し、かつ一定期間において関連企業の董事、監事、高級管理人員及び個人情報保護責任者への就任を禁止する決定を下すことができる。

第六十七条 本法に規定する違法行為があった場合、関連する法律、行政法規の規定に従い、信用ファイルに記録し、かつ公示するものとする。

第六十八条 国家機関が本法に規定する個人情報保護の義務を履行しない場合、上級機関又は個人情報保護の職責を履行する部門は是正を命じる。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、法に基づき処分を与える。

個人情報保護の職責を履行する部門の職員が、職務を怠慢し、職権を濫用し、私利を図るものの、なお犯罪を構成しない場合は、法に基づき処分を与える。

第六十九条 個人情報取扱活動により個人情報権益を侵害した個人情報取扱者が自己に過失のないことを証明できない場合は、損害賠償等の権利侵害責任を負わなければならない。

前項に規定する損害賠償責任は、個人がこれにより被った損失又は個人情報取扱者がこれにより得た利益に基づき確定する。個人がこれにより被った損失及び個人情報取扱者がこれにより得た利益の確定が困難な場合は、実際の状況に応じて賠償金額を確定する。

第七十条 個人情報取扱者が本法の規定に違反して個人情報を処理し、多数の個人の権益を侵害した場合、人民検察院、法律に規定する消費者組織及び国家インターネット



ト情報部門により確定された組織は、法に従い人民法院に訴訟を提起することができる。

第七十一条 本法の規定に違反し、治安管理に違反する行為を構成した場合、法により治安管理の処罰を与える。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第八章 附則

第七十二条 自然人が個人又は家庭の事務により個人情報を取扱う場合には、本法を適用しない。

法律が各級の人民政府及びその関係部門が実施する統計、書類管理における個人情報の取扱いを規定する場合は、その規定を適用する。

第七十三条 本法における用語の定義は次のとおりである。

(一) 個人情報取扱者とは、個人情報取扱活動において、処理の目的、処理方法を自ら決定する組織、個人をいう。

(二) 自動意思決定とは、コンピュータプログラムにより個人の行為習慣、趣味嗜好又は経済、健康、信用状況等を自動的に分析し、評価して意思決定を行う活動をいう。

(三) 非識別化とは、個人情報を処理することで、追加情報の補助なしには特定の自然人を特定できなくするために、個人情報を処理するプロセスをいう。

(四) 匿名化とは、個人情報を処理することで、特定の自然人であることを識別できず、かつ復元できないプロセスをいう。

第七十四条 本法は、2021年11月1日から施行する。